

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務 全項目評価書(案)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、がん健診・予防接種・結核健診システムを利用しているが、保守管理委託業者による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書に秘密保持に関する事項を含めるなどしている。

評価実施機関名

旭川市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	【予防接種事務の概要】 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務 1. 取扱いの対象となる予防接種の種類 (1) 予防接種法に基づく予防接種 (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種 2. 事務の内容 (1) 予診票の発行 住民基本台帳(以下「住基」という。)の情報を基に、予防接種法等関係法令で定められた年齢要件等に該当する者に対し、予防接種の予診票等を作成・発行する。 (2) 予診票の再発行 住基の情報を基に、予診票を紛失した者等に対し予診票等の再発行を行う。 (3) 予防接種記録の管理 契約医療機関や集団接種会場等で予防接種を受けた市民の予診票について当該医療機関等からの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。 (4) 接種勧奨通知の送付 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて市民に対し、接種勧奨の通知を行う。 (5) 予防接種実施依頼書等の発行 本人(保護者等を含む。)からの申請に基づき、区外の自治体で予防接種をする場合、予防接種実施依頼書等を作成し、発行する。 (6) 予防接種による健康被害の救済 予防接種を受けた者が、予防接種が原因で疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法等関係法令に基づき給付を行う。 (7) 市外接種者への対応 旭川市民が市外の医療機関で定期接種を希望する場合、事前に手続きを行い、接種後に費用の払い戻しなどの対応を行う。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の概要】 ・予防接種の接種記録等の管理を行う。 ・特例臨時接種期間に接種した分について、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	(仮称)新・がん検診・予防接種・結核健診システム
②システムの機能	【予防接種関係】 ・予防接種データ登録処理 ・予防接種データエラー処理 ・予防接種各種統計表出力処理 ・予防接種支出関連帳票出力及びデータディスク作成(風しんの追加的対策を除く。) ・予防接種医療機関の登録及び修正(風しんの追加的対策を除く。) ・予防接種対象者出力処理(麻しん風しん, 日本脳炎, 高齢者の肺炎球菌感染症, 高齢者の帯状疱疹, HPV, 風しんの追加的対策) ・未接種者出力処理 ・風しんの追加的対策未接種, 未受診者出力処理 ・予防接種情報更新処理 ・その他別途市が指定する統計表等の作成 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種及の対象者に関する処理 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の予防接種履歴の情報提供のため, 住民健診情報照会システムへのデータの格納処理 ・住基システムからのデータ取り込み処理(月2回) ・マイナンバー利用事務における情報連携に必要な項目を抽出し、副本登録する。 ・必要な項目:(副本登録 氏名, 生年月日, 性別, 接種年月日, 接種種別, 個人番号)
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバコネクタ)

システム2～5

システム2

①システムの名称	中間サーバコネクタ(団体内宛名統合システム)
②システムの機能	団体内統合宛名管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と住民健診情報照会システムの宛名番号とひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (住民健診情報照会システム, 中間サーバー)

システム3

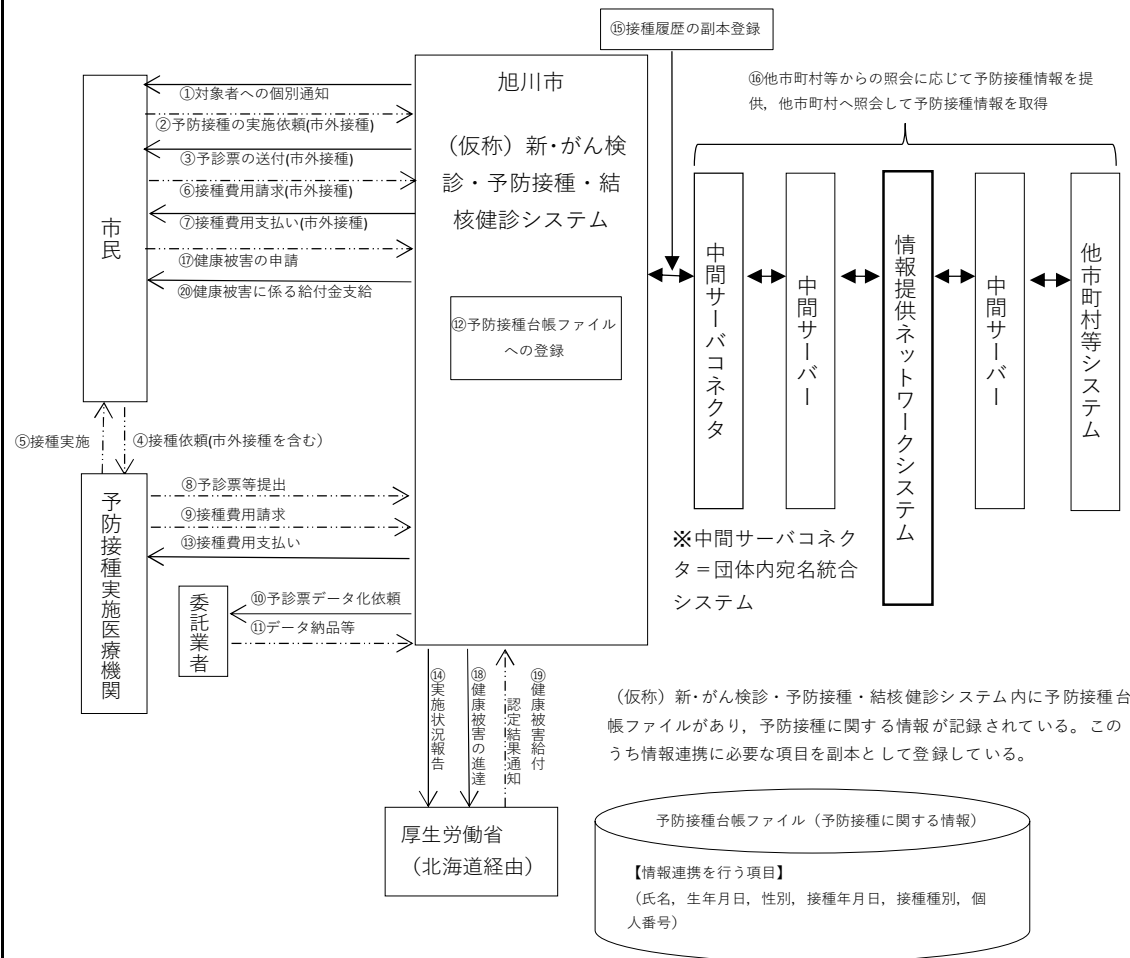
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	・符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ・情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 ・情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ・既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ・情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ・情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 ・データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ・セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能 ・職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ・システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバーコネクタ)

システム4

①システムの名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種システム
②システムの機能	【予防接種関係】 ・予防接種データ登録処理 ・予防接種データエラー処理 ・予防接種各種統計表出力処理 ・予防接種支出関連帳票出力及びデータディスク作成 ・予防接種医療機関の登録及び修正 ・予防接種情報更新処理 ・その他別途市が指定する統計表等の作成 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者に関する処理 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種履歴の情報提供（団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続）情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく新型インフルエンザ等感染症予防接種履歴情報の提供機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバコネクタ、（仮称）新・がん検診・予防接種・結核健診システム ）

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者の転入等があった際に接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種の者について接種勧奨を行い、当該疾病の発生及びまん延を防止できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第十四, 百二十六)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表(十四, 百二十六) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表(十四, 百二十六)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保健部保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



備考（⑬、⑭以外は特定個人情報の取扱いあり）

- ① 住民基本台帳や予防疫種台帳の情報を基に、対象者（転入者等を含む）に予診票等の送付や接種勧奨の個別通知を実施
- ② 里帰り等により、市外医療機関での接種を希望する市民より、実施依頼書の交付申請書を受理
- ③ 住民基本台帳や予防疫種台帳の情報から対象者に対し、予診票や実施医療機関宛ての予防疫種実施依頼書を送付
- ④ 予防疫種の対象者が医療機関に接種を依頼する。（市外接種を含む）
- ⑤ 医療機関等は問診の上、予防疫種の対象となる住民に対して、予防疫種を実施
- ⑥ 市外での接種終了後、対象者から予診票や請求書等の必要書類を受理
- ⑦ 接種費用について、対象者へ支払い（予防疫種ごとの上限額あり）
- ⑧ 予防疫種を実施した医療機関は、予診票を旭川市に提出（⑨と同時に）
- ⑨ 予防疫種の委託契約に基づき、請求書を旭川市に提出（⑧と同時に）
- ⑩ ⑧の予診票について審査し、転入者等は情報連携による接種履歴の確認後、委託業者へパンチ入力処理（データ化）を依頼
- ⑪ 委託業者より、パンチ入力データ及び予診票が返却
- ⑫ ⑪パンチ入力データについて、予防疫種台帳に登録
- ⑬ ⑨請求内容について精査後、接種費用を医療機関へ支払
- ⑭ 照会等に応じて、厚生労働省（北海道）に対し、予防疫種の実施状況等を報告
- ⑮ 予防疫種台帳のデータの一部を⑯情報連携のため、中間サーバコネクタを介して中間サーバへ登録
- ⑯ 他市町村等への情報提供及び他市町村からの情報取得
- ⑰ 接種後に健康被害が生じた場合、市民から医療費等の給付申請を受理。
- ⑱ ⑰を受理後、旭川市で設置する予防疫種健康被害調査委員会において申請内容について審議し、その結果と申請書類等を国へ進達
- ⑲ 健康被害給付に係る厚生労働省の審議結果を受領
- ⑳ ⑲の結果を受け、認定された場合、医療費や給付金等の支払う。認定されない場合はその旨を通知

（備考）

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種台帳ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の被接種者及び接種対象者	
	その必要性	適正な予防接種の実施及び履歴等の管理を行うため、上記の範囲を対象とすることが必要である。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	・識別情報: 対象者を正確に特定するために必要 ・連絡先情報: 対象者の期日時点の居住地、連絡先を把握するために保有 ・業務関係情報: 接種記録の把握管理のために必要
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月1日	
⑥事務担当部署	健康保健部保健所保健予防課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 () [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他 の 自 治 体) [☐] 民間事業者 (医 療 機 関) [☐] その他 ()	
②入手方法	[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 ()	

③入手の時期・頻度		・識別情報 予防接種対象者確定時 ・連絡先情報 予防接種対象者確定時 ・業務関係情報(健康・医療機関情報): 予防接種時	
④入手に係る妥当性		予防接種事務を適正に行うため、予防接種実施期間で適宜、接種情報等の情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示		予防接種法第9条の3	
⑥使用目的 ※		・より正確な住民情報の把握 ・予防接種対象者等の把握・接種状況の確認	
	変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康保健部保健所保健予防課	
	使用者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		(1) 予診票の発行 住民基本台帳(以下、「住基」という。)の情報を基に、予防接種法等関係法令で定められた年齢要件等に該当する者に対し、予防接種の予診票等を作成・発行する。 (2) 予診票の再発行 住基の情報を基に、予診票を紛失した者等に対し予診票等の再発行を行う。 (3) 予防接種記録の管理 契約医療機関や集団接種会場等で予防接種を受けた市民の予診票について当該医療機関等からの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。 (4) 接種勧奨通知の送付 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴を確認し、接種勧奨通知を送付する。	
		情報の突合 ※	⑧使用方法の(3)における住所、氏名、生年月日の確認のため、住基情報と突合する。
		情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計は行っていない。
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種健康被害発生時の給付の決定(国が行う)
⑨使用開始日		平成27年8月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 2) 件	
委託事項1		(仮称)新・がん検診・予防接種・結核健診システム管理業務	
①委託内容		予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務に関する台帳管理等(予防接種台帳の整備、予防接種済の記録、台帳補記、住民異動の反映、帳票の出力等) システム内で管理している情報のうち、情報連携を行う必要のある予防接種履歴に関する項目を抽出し、情報連携を行えるようにする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 2) 1万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の被接種者及び接種対象者	
	その妥当性	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する接種台帳管理等のため取り扱う必要がある。接種台帳管理については予防接種法施行規則第3条	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。
⑥委託先名		株式会社旭川保健医療情報センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[☐] 提供を行っている (3) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1		市町村長
①法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表(第二百二十六)
②提供先における用途		新型インフルエンザ特別措置法による予防接種の実施に関する事務に使用
③提供する情報		予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種対象者
⑥提供方法		[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度		照会を受けた都度
提供先2～5		
提供先2		市町村長
①法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表(第十四)
②提供先における用途		予防接種法による予防接種の実施に関する事務に使用
③提供する情報		予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		予防接種法による予防接種対象者

⑥提供方法		[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度		照会を受けた都度
提供先3		都道府県知事
①法令上の根拠		番号法第19条第8号 別表第2(第十四)
②提供先における用途		予防接種法による予防接種の実施に関する事務に使用
③提供する情報		予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		予防接種法による予防接種対象者
⑥提供方法		[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度		照会を受けた都度
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<予防接種台帳ファイル> ・入室管理を行っている部屋に設置したサーバーに保管 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [20年以上]
	その妥当性	市民からの問い合わせに対応するため長期間保管する必要がある。

③消去方法	＜予防接種台帳ファイル＞ ・保管期間が終了した記録は、情報システム管理者がその後の保管の継続等の判断を行い、消去する。また、情報記録媒体の廃棄が必要な場合は、総務省通知（令和2年5月22日付け総行情第77号「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」）に準じて行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考	
—	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 予防接種台帳ファイル

【識別情報】

・個人番号, 宛名番号

【連絡先情報】

・氏名, 生年月日, 性別, 住所

【業務関係情報】

・予防接種コード, 接種区分, 医療機関コード, 接種年月日, 一連番号

(風しんの追加的対策事業について追加で記録している項目)

発券No., 検査年月日, 抗体検査方法, 抗体検査結果, 抗体検査番号, 判定結果, 券種

(新型コロナワクチン特例臨時接種事業について追加で記録している項目)

世帯番号, 発券No., 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目), ワクチン名(メーカー), ロットNo., 接種量, 会場名(医療機関コードの代わりに記録), 医師名

このうち、情報連携に必要な項目として副本登録されている情報

・氏名, 生年月日, 性別, 接種年月日, 接種種別, 個人番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種台帳ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・情報入手の際には、対象者の複数情報の突合により対象者以外の情報を入手することを防止する。 ・庁内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報や不必要な情報を入手できないようにする。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・必要な情報のみ記載する項目を設けており、不必要な情報を入手（入力）されることはない。	
その他の措置の内容	・システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、対象者以外の情報登録を防止する。 ・操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を抑止する。	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<システムを通じた入手> ・システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・予防接種実施時に、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・窓口でマイナンバーカードと他の証明書類の提示を求め、照合する。 ・本市の住民記録システム又は住基ネットを利用し、個人番号の真正性の確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・予診票の審査時は、整合性を確保するため、2人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた紙資料は、施錠可能な執務室内のキャビネットで保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。	
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・システム間のアクセスは必要なものだけに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携を行わない。 ・システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを使用する職員のみに対し、ユーザーID及びパスワードを限定的に付与する。 ・利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限し、不正利用を防止する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	人事異動等によりアクセス権限に変更があった場合、速やかに発効、失効を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムへのユーザーごとのアクセス権限は、情報政策課が管理し、職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理されている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【団体内統合宛名システムにおける措置】 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証拠の記録を行っている。(操作者がどの個人番号に対して照会を行ったかを記録している。) ・自動実行等による処理については、処理の実行記録を保管しており、正常/異常の監視を翌日に行っている。	
その他の措置の内容	執務室には、職員以外の入室はできないため、権限のない職員が特定個人情報を使用することはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・予防接種に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、特定個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報連携を行う端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に配置する。 ・特定個人情報の取扱いにおいて、電子記録媒体を使用しない。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	業者選定に当たっては、旭川市の入札参加有資格者名簿登載業者であること、また、同等業務の履行実績の有無等、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 個人情報の保護に関する法律等に基づき、契約書に個人情報保護に関する規定を設けるとともに従事者への情報セキュリティに関する教育の実施について規定する。 契約時には、業務従事者の経歴、資格、実績及び守秘義務等に対する誓約書の提出を受ける。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	対象業務を行う従事者の届出を求め、従事者を限定する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	業務上取り扱う特定個人情報については、市及び委託先で電子データとして保管し、取扱内容及び時期等の確認ができるようにする。
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への提供は原則行わない。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	記録媒体等の持ち出しに関し、電磁的記録媒体の持ち出しに係る実施手順に従い、受託者自らが管理、記録することとなっている。
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の取扱いは、市の指示により行うことから消去についても市の指示に基づき行う。委託先が消去を行った場合には作業履歴を記録し、削除証明等を徴収する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・目的外使用の禁止 ・第三者への提供の制限 ・データ複製の禁止 ・事故発生時の報告義務 ・検査の実施に関する事項 ・事故等が発生した場合の契約解除、損害賠償に関する事項 ・責任者、管理体制等の報告 ・定期的な報告 ・実施検査の実施 ・派遣労働者によって実施する場合、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項の明記
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分にっていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい及び紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者は運用、監視・障害対応等の業務を、クラウドサービス事業者はクラウドサービスの提供する際に、特定個人情報に係る業務へアクセスすることはできない。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。 ・情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。 また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<住民健診情報照会システムに関する措置> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェック、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<旭川市における措置> ・本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携（接続）は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<旭川市における措置> ・生体認証により入室管理を行っているサーバ室内に施錠管理されたサーバー内に保管している。 ・サーバー室は、ホストコンピューター運用保守管理業者が常時安全管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<旭川市における措置> ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・特定個人情報を管理しているサーバーは、インターネットに接続していない隔離されたネットワーク上に設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめて廃棄する。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えないよう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。 ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、システム運用委託業者による消去処理を実施し、その記録を残す。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<旭川市における措置> ・定期的に担当部署内において実施している自己点検の際に、評価書の記載内容のとりの運用がなされているかどうか運用状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<旭川市における措置> ・情報セキュリティに関する内部監査を定期的に行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<旭川市における措置> ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、人的セキュリティ研修を定期的実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定に関するを含む研修等を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎3階) 旭川市 市民生活部 地域活動推進課 0166-25-9101
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	旭川市ホームページに請求先、請求手続等についての案内を掲載している。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: ただし、写しの作成(モノクロコピー1枚(A3判まで)10円)や送付に必要な費用は、請求する方の負担となります。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行 っ て い る] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種台帳ファイル
公表場所	旭川市 市民生活部 地域活動推進課ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎4階) 旭川市健康保健部 保健所保健予防課 保健予防係 0166-25-6237
②対応方法	受付簿を作成し、処理する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		(新規作成)	予防接種に関する事務 全項目評価書		以下3つの事務を統合し、しきい値を再判断したところ、全項目評価となったため。 ・予防接種に関する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務